

19 有害物質使用特定施設（水濁法第5条第3項）、有害物質貯蔵指定施設に係る届出書の記載要領

- 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による有害物質貯蔵指定施設を設置する場合の記載要領
- 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による公共用水域に水を排出しない事業場が有害物質使用特定施設を設置する場合の記載要領

○記入要領及び記載例一覧

様式名	内容	該当ページ
様式第1 別紙12～15	有害物質貯蔵指定施設設置届出書	P. 125～131
様式第1 別紙12～15	有害物質使用特定施設設置届出書	P. 132～137

第5条第3項の規定による有害物質貯蔵指定施設の届出

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

広島県〇〇厚生環境事務所長 様
または 〇〇市長

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏名
〇〇市〇〇町1-1-1
届出者 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当 有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。	
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		※備考
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

記載不要

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

連絡先 082-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者 〇〇 〇〇

(鉛筆書き)

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

（既設）

（新設）

工場又は事業場における施設番号	A-1, A-2	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型 式	貯蔵タンク (〇〇社製 △△)	貯蔵タンク (〇〇社製 △△)
構 造	ステンレス製 (別添〇〇図のとおり)	ポリエチレン製 (別添〇〇図のとおり)
主 要 寸 法	直径1,500mm×6,000mm	1,000mm×1,000mm×1,500mm
能 力	貯蔵量 10,000L	貯蔵量 1,500L
配 置	化学工場の屋外に設置 (別添〇〇図のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (別添〇〇図のとおり)
		「配置」について、地下に設置されている場合には、その旨記載すること
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリートで、エポキシ樹脂で被覆 周囲には防液堤を設け、流出を防止（貯留量〇〇m ³ ）	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
		床面及び周囲の構造（材質を含む）を記入し、防液堤等については、容量を記入すること。
設 置 年 月 日	平成20年9月24日 ※既設施設は必ず記入	年 月 日
工事着手予定年月日		平成28年9月24日
工事完成予定年月日		平成28年10月1日
使用開始予定年月日		平成28年10月1日
その他参考となるべき事項	同型2基	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

(既設)

(新設)

工場又は事業場における施設番号	A-1, A-2	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	配管, トレンチ, バルブ, フランジ	なし
構造	配管, バルブ, フランジ; ステンレス製 トレンチ; コンクリート製, 厚さ50mm	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 配管については, 地下配管(トレンチ), 地下配管(埋設)などのケースも考えられる。 トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること。 </div>
主要寸法	配管 直径200mm×50m トレンチ 500mm×500mm×10m バルブ 直径60.5mm(2箇所) フランジ 直径60.5mm(3箇所)	
配置	化学工場の屋外から化学工場の1階にまたがって設置。配管は一部地下に設置。 (別添〇〇図のとおり)	
設置年月日	平成20年9月24日 ※既設施設は必ず記入	年 月 日
工事着手予定年月日		平成28年9月24日
工事完成予定年月日		平成28年10月1日
使用開始予定年月日		平成28年10月1日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には, 当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

○ 別紙13の記載事項

- ・ 「設備」の欄には, 施設に付帯する配管等, 排水溝等の設備の名称を記載すること。
- ・ 「構造」の欄には, 設備の材質を記載するとともに, 検知装置を有する場合や定められた基準と同等以上の効果を有する措置を講じている場合等には, その旨記載すること。
- ・ 「主要寸法」の欄については, 設備のうち, 主なものについて寸法を記載すること
- ・ 「配置」の欄については, 建物の名称・位置等を記載するとともに, 地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。また, 実際の配置を示す図面を添付すること。
- ・ 特定施設(指定施設)の設備のうち, 有害物質を含む水が流れないものについては, 構造等に関する基準が適用されないため, その他参考となるべき事項の欄に, その旨記載すること。

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A-1, A-2	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	化学工場の屋外 (別添〇〇図のとおり)	めっき工場の屋外 (資料〇のとおり)
操業の系統	〇〇反応施設にベンゼンを供給	廃液の貯蔵
使用時間間隔	1週間に1回	1日に1回
1日当たりの使用時間	1時間/回	5分/回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類,使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	—	—
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	ベンゼン(〇~〇%)	シアンを含む廃液(含有率〇~〇%)
その他参考となるべき事項	添付の管理要領・定期点検表により,施設及び配管等からの有害物質漏えいを未然防止している。	廃液は月〇回の頻度で,産廃として処理を委託している。有害物質漏えい未然防止については,同左。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には,使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には,それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

〇 別紙14の記載事項

- 届出記載事項ではないが,その他参考となるべき事項として,必要に応じて,管理要領,点検頻度,同等以上の点検の内容などについての資料を添付すること。
- 管理要領等の策定にあたっては,「地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引き(H27.3環境省)」を参考とすること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	（化学工場の例） 搬入：タンクローリーからベンゼンを供給 1週間に1回、1時間 搬出：配管をとおり、特定施設である〇〇施設に供給 連続供給、1日1,000L			
	（めっき工場の例） 搬入：シアンを含む廃液を1日1回、〇〇を用いて施設に搬入 搬出：産業廃棄物処理業者が用意したタンクに、ホースにて搬出 ※ 別添〇〇図のとおり （搬入及び搬出の系統がわかる図面を添付すること。 次ページ参照。）			
	必ず記載すること。			
用途別用水量	用	途	使 用 水	用水量(m ³ /日)

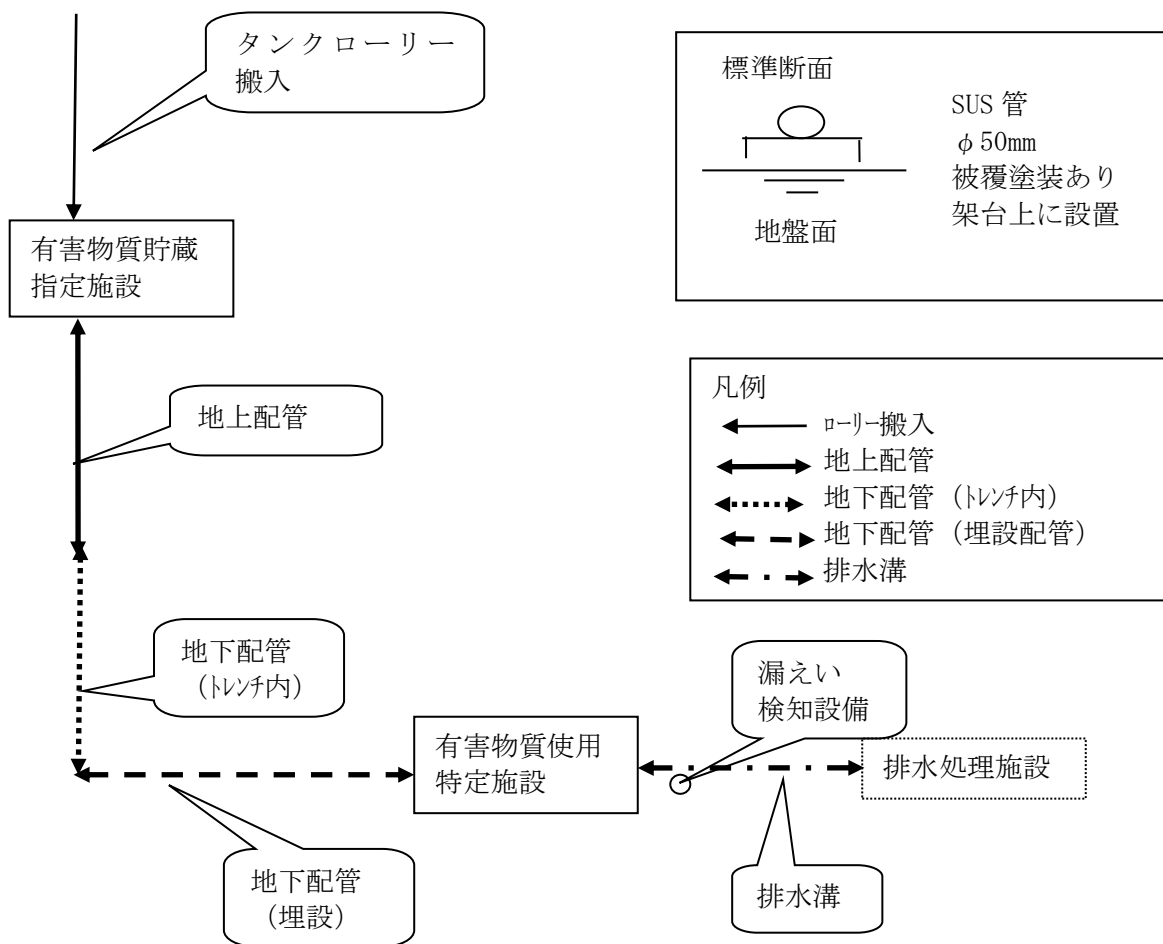
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

○ 別紙 15「搬入及び搬出の系統」に関する図面の記載例

有害物質貯蔵指定施設の場合「その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統」を記載することとしており、どのような設備（配管，排水溝）を通過しているかが分かるような形で記載すること。（有害物質が流れない雨水，生活排水等の系統については記載不要）

【別紙 15 記載例】

模式案としたもので、実際は平面図にできるかぎり正確に記載すること。



第5条第3項の規定による有害物質使用特定施設の届出

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用,変更)届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

広島県〇〇厚生環境事務所長 様
または 〇〇市長

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏名
〇〇市〇〇町1-1-1
届出者 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項,第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項,第7条)の規定により,特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について,次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当 無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。	
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		※備考
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

記載不要

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

連絡先 082-〇〇〇-〇〇〇〇
 担当者 〇〇 〇〇
 (鉛筆書き)

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造

(既設)

(新設)

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (65酸又はアルカリによる 表面処理施設)	有害物質使用特定施設 (66 電気めっき施設)
型 式	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△△社製 ZB-A1)
構 造	鉄製, 内部を塩化ビニールライ ニング (別添〇〇図のとおり)	鉄製, 内部を塩化ビニールライ ニング (別添〇〇図のとおり)
主 要 寸 法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m	・装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は別添〇〇図のと おり)
能 力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配 置	めっき工場棟1階 (別添〇〇図のとおり)	めっき工場棟1階 (別添〇〇図のとおり) 「配置」の欄には、地下に設置されて いる場合には、その旨記載すること
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリー トで、エポキシ樹脂で被覆 周囲には防液堤を設け、流出を 防止(貯留量〇〇m ³)	床面は厚さ100mmのコンクリー ト 周囲には側溝を設け、流出を防止 床面及び周囲の構造(材質を含む)を 記入し、防液堤等については、容量を 記入すること。
設 置 年 月 日	平成20年9月24日 ※既設施設は必ず記入	年 月 日
工事着手予定年月日		平成28年9月24日
工事完成予定年月日		平成28年10月1日
使用開始予定年月日		平成28年10月1日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

※ 特定施設に関する記述は、従来の別紙1～6の記入方法を参考とすること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

（既設）

（新設）

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
設備	地上配管，排水溝，ためます	排水溝
構造	配管 ステンレス製 排水溝，ためます コンクリート製，厚さ50mm	コンクリート製，厚さ50mm
主要寸法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でB-1の排水溝と合流)
配置	めっき工場1階 (配置は別添〇〇図のとおり)	めっき工場1階 (配置は別添〇〇図のとおり)
設置年月日	平成20年9月24日 ※既設施設は必ず記入	年月日
工事着手予定年月日		平成28年9月24日
工事完成予定年月日		平成28年10月1日
使用開始予定年月日		平成28年10月1日
その他参考となるべき事項	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 配管については，地下配管（トレンチ），地下配管（埋設）などのケースも考えられる。 トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること。 </div>	

備考 配置の欄には，当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

○ 別紙13の記載事項

- ・ 「設備」の欄には，施設に付帯する配管等，排水溝等の設備の名称を記載すること。
- ・ 「構造」の欄には，設備の材質を記載するとともに，検知装置を有する場合や定められた基準と同等以上の効果を有する措置を講じている場合等には，その旨記載すること。
- ・ 「主要寸法」の欄については，設備のうち，主なものについて寸法を記載すること
- ・ 「配置」の欄については，建物の名称・位置等を記載するとともに，地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。また，実際の配置を示す図面を添付すること。
- ・ 特定施設（指定施設）の設備のうち，有害物質を含む水が流れないものについては，構造等に関する基準が適用されないため，その他参考となるべき事項の欄に，その旨記載すること。

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
設置場所	めっき工場1階 (配置は別添〇〇図のとおり)	めっき工場1階 (配置は別添〇〇図のとおり)
操業の系統	〇〇処理を行う ※原料から製品までの製造工程のフローシートを添付し、工程における特定施設を他の施設と区分する。	▲▲めっきを行う
使用時間間隔	9時～18時	10時～16時
1日当たりの使用時間	1時間/回, 1日4回使用	6時間
使用の季節的変動	なし	6月中旬～7月中旬 100%稼働 12月中旬～1月中旬 30%稼働 その他 70%稼働
原材料(消耗資材を含む。)の種類, 使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	<前処理行程> 〇〇 <〇〇処理> □□	<前処理行程> 〇〇 <めっき行程> □□
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	—	—
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

○ 別紙14の記載事項

- ・ 使用する有害物質の名称及び量を、「原材料」の欄に記載すること。有害物質の製造、処理を行っている場合で、有害物質が原材料でない場合は、その他参考となるべき事項の欄に、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載すること。
- ・ 届出記載事項ではないが、その他参考となるべき事項として、必要に応じて、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについての資料を添付すること。
- ・ 管理要領等の策定にあたっては、「地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引き (H27.3 環境省)」を参考とすること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>水道水 ↓ めっき工程（洗浄等） ↓ めっき排水処理装置 ↓ 排水口</p> <p>※ 別添〇〇図のとおり （用水及び排水の系統がわかる図面を添付すること。9ページ参照）</p>		
<p>用途別用水使用量</p>	用 途	使 用 水	用水使用量(m ³ /日)
	めっき等工程	水道水	1 2

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

○ 別紙 15「用水及び排水の系統」に関する図面の記載例

有害物質使用特定施設の場合、「その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統」を記載することとしており、どのような設備（配管、排水溝）を通過しているかが分かるような形で記載すること。（有害物質が流れない雨水、生活排水等の系統については記載不要）

P.131【別紙 15 記載例】を参照のこと。例は模式案としたもので、実際は平面図にできるかぎり正確に記載すること。